

原 著

ソーシャルワークの機能に関する実践的考察

——児童養護施設での実践事例をもとにして——

松 岡 是 伸 小 山 菜 生 子

名寄市立大学

「紀 要」 第6巻 抜 刷

2012年 3 月

ソーシャルワークの機能に関する実践的考察

——児童養護施設での実践事例をもとにして——

松岡 是伸¹⁾*, 小山 菜生子²⁾

¹⁾ 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 ²⁾ 児童養護施設 旭児童ホーム

【要旨】 本稿の目的は児童養護施設におけるソーシャルワーク実践事例を用いて、ソーシャルワークの機能を明確にしていくことである。その意義は実践事例の分析と検討からソーシャルワーク実践理論の研究的積み上げに多少なりとも貢献できるからである。

その結果、ソーシャルワーク機能は子どもの生活援助・支援においては随所に活用されていた。直接的援助機能やケースマネージャー機能、保護機能などが実践では多く活用され、子どもの成長と発達によってソーシャルワーク機能は広範囲にわたり活用されることなどが明らかになった。

キーワード： ソーシャルワーク機能, ソーシャルワーク実践, 人と環境, 状況

I. 緒言

少子高齢社会がさらに進展する昨今、子どもを取り巻く環境や社会環境が変化してきた。児童虐待やネグレクトは増加傾向にあり、児童虐待防止法施行以来約 10 年で 3 倍以上の増加となっている。その中で痛ましい死亡事故も起きている現状である¹⁾。

一方学校教育に目を移すと、2008 (平成 20) 年より学校現場にスクールソーシャルワーカーが導入された²⁾。その導入の背景には、児童虐待やネグレクト、家庭への支援の必要性があり、児童生徒とその家庭に対する対応、そして地域でのコーディネーター役となることを求められている。

このように子どもを取り巻く環境は複雑多岐になっている中、ソーシャルワークもその要請に応じてきた。ソーシャルワーク実践の機能も拡大傾向にある昨今、その援助の質と量が重要とされるようになってきた。このことから援助の拡大と質の担保を実現するためにはやはり、ソーシャルワーク実践とソーシャルワーク実践理論若しくは理論を連動させた事例検討なり研究が重要となる。

そこで本研究は児童養護施設のソーシャルワーク実践事例を用いてソーシャルワークの機能を明確に

していくことを目的とする。その意義はソーシャルワーク実践を検討することにより、ソーシャルワーク実践の機能を明確にしつつその実践の積み上げに多少なりとも貢献できるからである。

II. 分析の枠組み

1. ソーシャルワークの機能について

ソーシャルワーク実践の機能は、ソーシャルワークの原理原則、目的、価値があって成り立っている。それに従ってソーシャルワーク実践の機能は法制度によるものと、ソーシャルワーカーによるものに大別することができる³⁾。1997 年に日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会により「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」(以下、1997 調査)がまとめられ、表-1 のように機能と役割を整理している⁴⁾。その 1997 年調査によると児童養護施設で最も活用されている機能は、保護機能であり次いで、直接的援助機能(処遇機能)、教育機能、代弁機能、仲介機能、組織機能、連携機能、調停機能、治療機能の順位であった⁵⁾。児童養護施設という特質を考えるとやはり保護機能と直接的援助機能が上位になってきている。

2011 年 9 月 16 日受付 : 2011 年 11 月 7 日受理

*責任著者

住所 〒 096-8641 北海道名寄市西 2 条北 8 丁目 1

E-mail : yoshinobu@nayoro.ac.jp

表-1 ソーシャルワークの機能と役割

機能	役割
仲介機能 (humanservices broker)	クライアントと社会資源との仲介者（ブローカー）としての役割
調停機能 (mediator)	クライアントや家族と地域社会の間で意見の食い違いや争いがみられるとき、その調停者としての役割
代弁機能 (advocator)	権利擁護やニーズを自ら表明できないクライアントの代弁者（アドボケーター）としての役割
連携機能 (linkage)	各種公的な社会的サービスや多くのインフォーマルな社会資源の間を結びつける連携者（リンケージ）としての役割
直接的援助機能（処遇機能） (residential work)	施設内の利用者に対する生活全体の直接的な援助、指導、支援者としての役割
治療機能 (counselor/clinician)	カウンセラーやセラピストとしての役割
教育機能(educator)	教育者としての役割
保護機能 (protector)	子ども等の保護者（プロテクター）としての役割
組織機能 (organizer)	フォーマル、インフォーマルな活動や団体を組織する者（オーガナイザー）としての役割
ケースマネージャー機能 (case manager)	個人や家族へのサービス継続性、適切なサービスの提供などのケースマネージャーとしての役割
社会変革機能 (social change agent)	地域の偏見・差別などの意識、硬直化した制度などの変革を行う社会改良・環境改善を働きかける役割

（出典）高橋重宏 編（1998）『子ども家庭福祉論』放送大学教育振興会 p238 から引用し、日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会（1998）「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」『日本社会福祉実践理論研究』（第7号）日本社会福祉実践理論学会などを参照し一部筆者らが加筆修正を加えている。

そのうえで松岡是伸・小山菜生子（2008）は児童養護施設での実践事例とソーシャルワーク機能と役割について検討していた。その中で保護機能と直接的援助機能は、親からの不利益の回避や一時保護、子育て支援、養育の手助けは子どもの家庭復帰と自立機能を高め、子どもや家族と家庭支援専門相談員、児童養護施設職員とのパートナーシップを形成させやすいという。次に調停機能とケースマネージャー機能は、専門職者として適切なサービス提供とその継続や個人、家族、地域間での意見調整を行っていく援助展開過程においても重要であることを指摘している。さらに連携機能と仲介機能は、子どもの最善の利益を確保するために必要な社会資源を結びつける働きをし、これらの機能は児童養護施設職員の重要なミッションになることを明らかにしている⁹⁾。

これらのことから本事例の分析にあたり、ソーシャルワーク機能がどのように用いられているかを考察する。

さらに北川清一（2007）は、実践展開の新しい機

能として、「参加」の役割の登場や実践の広がりからソーシャルワーク機能と役割について以下のように言っている。

「…人々の抱える生活上の諸課題に対応・介入するにあたり、各個人の環境に対する適応能力や対処能力 (cooping) を高め、応答性 (responsiveness) を増すことが可能になるよう関与する点では変わらない…」⁷⁾

ソーシャルワークの機能と役割は拡大傾向にある。しかしその中で個人の環境（または状況）に対する適応能力や対処能力、応答性を高めることが援助・支援の本質的関わりであることには変わらない。この点はソーシャルワーク実践事例検討の重要な視点である。

これらのことから本分析の枠組みは、先行研究からの蓄積による視点と、援助・支援の本質的関わりという視点から複眼的に考察する。

2. ケース事例の分析枠組み

本ケース事例研究においてケース事例への着眼点は、(1)施設生活の状況、(2)親子関係(週末帰省等)、(3)学校生活である。これらの視点をもとにケース事例を整理した。ケース事例研究では、ケース事例を直接担当した職員並びに施設職員へのヒアリングとケース記録の閲覧により調査をおこなった。ケースを直接担当した職員は、福祉系大学や社会福祉学を専攻した者ではないため、ヒアリングやケース記録の閲覧の際には、専門用語や聞き取り方に配慮した。なお本研究での施設職員は、福祉系大学並びに大学院出身者及び心理系大学院出身者であった。

3. 倫理的配慮

本調査を進めるにあたり実践事例の使用承諾をM児童養護施設の施設長に頂いた。そして事実確認及び誤った表現がないかを当該施設で確認した。又ケースを掲載する際に被調査対象者が特定できる表現は避けるなど、記述上必要最低限の登場人物及びキーパーソンをのみの記述に留めた。

III. 結果

では、ケース事例調査をおこなった結果をあげていく。そのためにはじめに、ケースの概要をあげ、その後学年別にその状況を記していく。その際、施設生活、親子関係(週末帰省など)、学校生活と整理して記載する(図-1参照)。

ケース事例の概要； ケース事例の対象はM児童養護施設に入所中のA(男児)である。現在中学校一年生で13歳である。家族関係は実父と妹のB子で現在、B子は同施設に入所中である。施設入所の理由は実父の養育が不可能となったためであった。では、以下では施設入所時から小学校五年生までの範囲を分析対象とする。それ以降については別の機会に譲る。

施設入所までの背景； Aが3歳のときに両親が離婚し、その後母方の祖母に養育されていた。だが母方の祖母の養育状況を心配した実父は、実母から親権を変更し引き取った。この頃実父は深夜から早朝におよぶ就労についており、Aと妹(B子)を養育するのは困難な状況であった。そのため実父が児童相談所に養育の相談をした。その後児童相談所からの助言を受けつつ養育をおこなっていたが、実父

が体調を崩したことからAとB子を一時保護することとなった。実父は一時保護中の3~4ヶ月の間もよく面会に訪れていた。しかしながら実父の養育が不可能な状態が続いたため施設にAとB子は共に入所することとなった。

施設での援助方針； 施設入所にあたり、以下のような援助方針を定めることとなった。

1. 親子関係の継続と形成…実父には、AとB子を養育していくイメージを入所時に確認し、その具体的方法として毎週末に実父宅へ週末帰省を実施できることである。この援助方針の根拠としては、実父はできるだけ自力での子育てを望み、一時保護(やむをえず)になってからも定期的に面会をしていたなど、実父の養育意欲を評価したためである。

また家族再統合、家庭復帰については、援助方針策定段階では家族再統合・家庭復帰に関する評価が困難だったため援助の方向性としてはあげることができないが、援助目標や方針として掲げることができない状況であった。

2. Aの生活の安定…Aは誰に対してもコミュニケーションのとり方が乱暴で、他者へ他害を及ぼす場合もある。そのためAが情緒的にも穏やかで、安定した生活を送れるような援助をできるようにし、Aの暴力行為への対応も検討していくこととなった。

では、小学校一年生から小学校五年生までのAを学年別に区分し見ていく。

小学校一年生(施設入所)； Aは施設入所時に極度に緊張した様子はなく、よく喋り、よく食べ、楽しく生活しているようであった。しかし職員との会話のなかで嘘をついたり、際限のない暴力をふるうときもあり同時に入所した妹B子に対しての暴力が目立っていた。そのようなことから施設内全体は騒がしい状態であった。

援助方針のひとつである親子関係の継続と形成では実父が毎週、AとB子の面会や外出を行い、学校の授業参観の行事にも出席した。しかしながら実父に対してAとB子は良好な関係ではなかった。Aは実父と会うことで緊張し、B子は「(実父と)出かけたくない」と泣いて嫌がることもしばしばあった。

Aの学校での様子は、友人とうまくコミュニケーションがとることができていなかった。Aは友人と遊びたくて、友人に抱きつき相手を転ばせてしまう

事実経過	援助展開	ソーシャルワーク実践 機能
<p>○施設入所の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aが三歳の時に両親が離婚、その後母方の祖母に養育される ・ Aの実父が、実母から親権を変更しAとB子を引き取る ・ 実父が深夜から早朝にかけての就労だったため養育が困難となる。児童相談所に養育の相談 ・ 実父が体調を崩し、養育不能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所による養育の助言 ・ 一時保護 	
<p>○施設入所</p>	<p>○援助方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父子関係の継続と形成 ・ Aの生活の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースマネージャー機能 ・ 保護機能 ・ 直接的援助機能
<p>○小学校一年生 (施設生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活は楽しそうであったが、暴力や暴言、嘘が目立つ <p>(父子関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週実父と面会・外出 <p>Aは実父と会うことに緊張している様子 B子はいきたくない様子</p> <p>(学校生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aは不器用ながらもコミュニケーションを図っていた ・ 孤独 ・ 学業面は苦手 <p>○ 週一回のカウンセリングがはじまる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活での関わり ・ 専門職者によるカウンセリング ・ 面会や授業参観等親子関係を維持形成できるような関わり ・ AやB子の気持ちの受容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接的援助機能 ・ 連携機能 ・ ケースマネージャー機能 ・ 直接的援助機能 ・ 代弁機能 ・ (心理担当職員による治療機能)
<p>○小学校二年生 (施設生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他者に対して暴言や暴力あり、しばしば他児童から注意されることもあった。 <p>(父子関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週末帰省を継続的に行う <p>(学校生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力や暴言はなく、ダラダラ過ごしている様子 ・ 女子生徒に対して暴力や暴言が見られる <p>○ 少年野球チームに入団する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴言などへの指導 ・ 親子関係の維持と形成のための関わり ・ 多職種間でのカンファレンス開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接的援助機能 ・ ケースマネージャー機能 ・ 連携機能 ・ 調停機能
<p>○小学校三年生 (施設生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴言がエスカレートする ・ 生活リズムに安定が見られる <p>(父子関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週末帰省は継続的に行う <p>(学校生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の先生に対する甘え(ベタベタしたり等)が顕在化 ・ 同年代生徒に対する暴言はエスカレート ・ 授業中に落ち着きが見られず、時に教室外へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活周期の整いとその維持のための関わり ・ 父と職員間の信頼形成と維持 ・ 学校との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接的援助機能 ・ ケースマネージャー機能 ・ 連携機能 ・ 仲介機能
<p>○小学校四年生 (施設生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人関係上のいざこざが絶えない <p>(父子関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週末帰省は継続的に行う <p>(学校生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中に喧嘩などが多く見られる ・ 学習がついて行くことができなくなる <p>○女子生徒にハサミを振り下ろす事件が発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活周期の整いとその維持のための関わり ・ 学校、児相、施設等での連携した対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接的援助機能 ・ 連携機能 ・ 仲介機能 ・ 調停機能 ・ 代弁機能 ・ 保護機能
<p>○施設内で学習支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な勉強会による個人指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機能
<p>○小学校五年生 (施設生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力と暴言がさらにエスカレートする状況 <p>(父子関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週末帰省は継続的に行う <p>・ AやB子に大人に噛まれた跡を発見</p> <p>(学校生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援学級へ転籍 ・ 学校の担任の先生に対する独占欲が強くなる ・ 学級が退廃しはじめる <p>○少年野球チームを退団</p> <p>○精神科受診、服薬開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設生活への安定化のための関わり ・ 親子関係の維持形成のための関わり ・ 虐待の疑いに対する対応 ・ 学校等と連携した関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接的援助機能 ・ ケースマネージャー機能 ・ 保護機能 ・ 連携機能 ・ ケースマネージャー機能 ・ 連携機能 ・ (精神科による治療機能)

図-1 小学校一年生から小学校五年生までのAの経過について

ことさえあった。下校時には一緒に道草をしながら下校する友人もいない状態であった。勉学面は不得意で、算数はある程度できるが国語力が非常に低かった。学校生活や勉学などを勘案し、個別支援学級転籍も検討された。

A は、学校では孤立しつつもコミュニケーションを不器用ながら図っていた。そして施設ではにぎやかすぎると言わんばかりにさわいでいる状況であった。これらに対して各職員は日常生活の事柄（お手伝いの依頼やいっしょに遊ぶなど）を通して対応していた。また施設入所後、しばらくしてから週一回施設内で心理担当職員によるカウンセリングを開始した。

小学校二年生；施設での暴言や行動は変わらず、他の入所児童も A の言動を見かねて注意するほどであった。施設では騒がしい状態が続いていた。

この学年から実父宅への定期的な週末帰省もおこなわれていた。A は地域の少年野球チームに入団して、実父宅から練習に通い、実父もよく練習を見学していた。この少年野球チームへの入団には実父の意向が強く、A はそれほど強い動機を持っていなかった。又 A は体育が苦手で体を動かしてスポーツなどをすることに對して面倒という態度が多く見られていた。しばしば少年野球チームのユニホーム姿で施設のあたりをうろうろしている場面が目撃された。それに気づいた職員は声をかけ、練習場かあるいは、実父宅へ A を送り届けた。さらに実父との親子喧嘩も見られ「(実父と) 喧嘩した」や「野球の練習に行きたくない」などと言い週末帰省中にもかかわらず施設に帰ってくることもあった。

学校生活では授業に乱暴な行動はなくむしろ、授業についていけずダラダラと過ごしている状況であった。しかしながら A より年齢の低い子や消極的な子、女子に対して乱暴な行動が目立った。そのため職員が A に対して暴力的な行動をした理由を聞いたり、暴力自体はいけないという指導をおこなった。だが、A は「わかった」と了解するものの暴力的な行動はおさまらなかった。A の暴力的な行動から女子の中に A の行動が怖くて学校に登校したがる子どもも見られた。これに対応するため児童相談所児童福祉司、学校関係者、施設担当者で共同のカンファレンスを実施することとなった。

小学校三年生；A の暴言はエスカレートし周囲の人たちの気分を害することも少なくなかった。しか

しながら施設での生活リズムや週一回のカウンセリングを通じて A のなかで一定の生活周期が定着しはじめている様子も伺われる状況であった。

A は妹 B 子に対する暴力やからかいがひどく、しつこい。A は B 子を学校で見かけると追いかけてまわしたりしている状況であった。しかし入所施設で B 子に関わる児童に対して A は「俺の妹に何をやる」と言わんばかりの態度で攻撃をしていた。

実父宅への週末帰省は継続されていた。実父と施設職員は、親和的な関係を形成している状況であり、A の送迎の際には実父と職員との立ち話などが円滑におこなわれていた。しかしながら A は週末帰省中に施設に戻ってくることもしばしばあった。そこで A は「父ちゃんにいじめられた」、「施設に帰れと言われた」などと訴えることもたびたびあった。そして明らかに何かで叩かれた跡が A に見られたこともあり、実父を呼び出し状況確認や養育について話し合いをおこなった。

学校生活では、学校の先生にベタベタとくっつき甘えていた。そして友人関係はないに等しい状態であった。A の言動が乱暴で攻撃的なためか友人らの集団に参加できない様子であった。また授業中に教室を飛び出し、かくれんぼをするかのように校舎内で隠れていることもしばしば見られた。これらのことから学校と頻繁に連絡を取り合うようになった。

小学校四年生；施設生活では、小学校三年時と変わりなく、相変わらずつまらないことでいざこざを起こしていた。そして学校生活で A は、春に別のクラスの女子にハサミをふりおろす事件を起こした。女子に怪我は無かったものの事態を知った女子の両親から学校に連絡が入り、事件が発覚した。そのため施設（施設長、A の担当職員）、児童相談所児童福祉司が学校にて女子の両親に対応した。このことをきっかけとして、A の学校担任と施設担当にて情報交換を週に一回行う場を設けることとなった。また A に対して暴力や人を傷つけることは絶対に許されないことであることと、それを行った場合には A を学校から退場させることを施設長から告げられた（退場とは、施設職員が学校に迎えに行き学校から帰ることを意味する）。実父に対してもこの事件の状況を伝え話し合いを持った。

実父宅への週末帰省は継続されていた。実父は今回の事件を含めて、A が問題を起こすたびに呼び出される話し合いに心理的負担を感じている状況であ

った。そのためか実父は A に対して「お前 (A のこと) がちゃんとやらないと父ちゃんがまたよばれるんだぞ」などという言動が目立つようになってきた。A に対する心理的負担となることを是正するため、話し合いを、その都度の呼び出しではなく、情報交換の場として定例化した。定例化したことにより、A に対する実父の言動は若干緩和された。定例化した実父との話し合いの中で、A は実父宅でリラックスしている様子であったが、夜遅くまでテレビを見ていたりテレビゲームをしたりと生活リズムが不安定になっている状況がうかがわれた。そのため職員から提案や助言などをおこなったが実父は、「こどもですからね」という返答がほとんどで改善はみられなかった。又 A に週末帰省中の実父の様子を聞いてみたところ、「疲れていた」「イライラしていた」「頭が混乱していた」などという表現で様子を語っていた。

学校生活では授業中に喧嘩をすることが多くなり、A は拗ねたりすることで授業への参加が困難となることが増加した。喧嘩の原因は、主に A に悪戯を仕掛けてくる男子がおり、それに過敏に反応して喧嘩にまで発展していた。そして授業自体についていけないことが際立ち始め、次年度以降からは個別支援学級への転籍が学校では検討されていた。

A の授業参加を可能とするため A の担当職員以外の職員が、毎週定期的に勉強を教えることとなった。A は、はじめはすっぱかしていたが次第に学習も定着していった。

小学校五年生；施設生活では A の暴力や暴言がエスカレートしている状況であり、他の児童は A を怖がっていた。時折施設職員が暴力に対して制止すると暴力はエスカレートし職員側に痣ができるほどであった。そんな中少年野球チームにも行きたがらず、練習に行くことを促すと暴力や暴言が絶えなかった。その後 A は少年野球チームを退団した。

実父宅への週末帰省は続けられていたがある時、A や B 子に実父によって噛まれた痕が見られた。児童相談所児童福祉司は「このような行為は虐待にあたり児童相談所としては見逃すことはできない」として実父に対して厳しい対応を行った。

学校生活では個別支援学級に転籍した。A は担任の先生への独占欲が強く見られるようになった。10人程度の個別支援学級は、荒れた模様で徐々に学校の先生も対応に苦慮していた。そのことから話し合

いを持ち、スクールソーシャルワーカーも参加し対応していくことになった。なお、この年のはじめには精神科を受診し一日一錠 (精神安定剤) の服薬が開始された。

IV. 考察

A の施設入所から小学校五年生 (6~11 歳) までを見てきた。ここではまず、A の施設での生活と親子関係、学校での生活を整理し、その後ソーシャルワーク実践の機能について考察していきたい。

1. ソーシャルワーク実践事例からの考察

(1) A の施設生活について

A の施設生活は、よく喋り楽しそうであるが虚言なども見られている状況であった。これは小学校五年生まで変化はない。学年があがるに従い言動が乱暴になっていく状況であった。そして他者に関する暴力も施設入所時から見られたものの、暴力に関しては学年があがるたびにエスカレートしている状況であった。

しかしながら A は施設職員や担当職員とのコミュニケーションを拒否しているわけではない。A に対する声かけや作業 (お手伝い) を通じてのコミュニケーションでは、A は素直に関わりを持つ傾向もある。施設職員 (大人) に対して A は、甘えを見せると同時に、依存性が見られる。

他方同年代や子どもの同士の関わり合いでは、施設入所時から小学校五年生まで一貫して関係を形成することができなかった。コミュニケーションが暴力によって解決の途を開く状況であり、攻撃性を高めていった。

A の攻撃は何を意味するのであろうか。攻撃とは他者を心理的並びに身体的に傷つけてしまうことである。確かに攻撃は外的に表出した行動であるが、それには内的な状態が関連している⁹⁾。しかしながら攻撃自体は内的状態から切り離して考えた方が A の理解につながる。それは A の暴力という攻撃をすべて A の発達歴や生活歴に原因を帰結しないためである。

以上のことから A の施設生活は職員という大人への甘えと暴力、同年代の児童に対するコミュニケーション上の不和と暴力という状況であった。

(2) A の親子関係について

小学校二年生から実父宅への週末帰省を行ってき

た。これは施設入所時の援助方針の一環でもある。しかしながら A や B 子は週末帰省を嫌がる傾向があったり、実父からの虐待の痕跡を見つけられたりと順調と言えない状況であった。このような中で施設職員や担当職員らが実父を支援することにより、A (と B 子) と実父との関係を維持してきたという状況であった。実父は、養育意欲はあるものの若干養育能力に欠く部分が見受けられた。だが、施設などの呼び出しや話し合いには応じている姿勢からも A (や B 子) のことをまったく考えていないわけではない。しかしながら現状では、週末帰省時にも A が施設に戻ってきたりということを考えるとやはり、家庭復帰は難しい状況である。

(3) A の学校生活について

学校生活では孤立しつつも他の児童とコミュニケーションを図ろうとしていた。しかしながら大半のコミュニケーション手段が暴力的な行動であった。小学校四年生のときには、女子生徒にハサミを振り下ろす事件を起こしている。道具を用いた攻撃的行動であった。この攻撃が敵意を目的としたのか、それとも何らかの目的を達成するための手段としてなのかはケース事例からは定かではない。だが、A にとっての道具を用いた攻撃は、どのような意味を持つのかを援助・支援する側は分析しなければならない点であろう。

この攻撃に関して本ケース事例では、攻撃行為に対する指導と是正の措置を適切にとり、そして実父を交えての話し合いの場と継続的な関わりの確認などを行っている。それを本人、家庭、学校、施設、児童相談所などと連携していたことが見て取れた。

又小学校四年生頃からは、他の生徒から干渉されるようになり、喧嘩に発展するケースが増え始めた。そして授業中に飛び出す行動も見られた。規律と集団行動の規範が重んじられる学校生活で明らかに不適応を起こしていると思われる状況であった。

A は学年があがるたびに授業についていくことができなくなった。これに対しては施設生活の場でも学習支援をおこなう取り組みをおこなった。

A は学校の先生への依存度が強い。学校生活でも先生 (大人) に対しては甘えを見せると同時に、依存性が見受けられた。

2. 実践事例とソーシャルワーク実践の機能

本ケース事例で主に使われたソーシャルワーク実践の機能は、直接的援助機能が最も多い。次いでケ

ースマネージャー機能、連携機能、保護機能、仲介機能、調停機能、代弁機能、教育機能であった。治療機能は見られたものの心理担当職や精神科医師による他職種からの働きかけであり、児童養護施設ワーカーの視点から見ると連携機能若しくは仲介機能ともいえる。

A の生活において適応性や対処能力を高めるためにやはり、直接的援助機能が主に用いられている。次いでケースマネージャー機能であるが、これも A の適応性や対処能力を高めるための働きかけである。そしてケースマネージャー機能は子どもと親の関係維持・形成するための役割を担っていた。

そして連携機能がやはり注目される。A の生活の全体性を支援するためには単一の専門職だけでは困難であり、連携により多角的に幅広く支える仕組みが必要である。この連携機能の活用により A の応答性を多面的に把握できる。施設や学校、週末帰省において A の応答性はそれぞれであるが、連携することにより A の状況の全体を把握し理解することができ、さらには次につながる適応性と対処能力を高める支援につなげることも可能である。その意味で連携機能はソーシャルワーク実践において重要な意味を有する。

さらに保護機能である。保護機能は児童養護施設という特質を考えると上位に位置づけられる。確かに虐待やネグレクトから子どもを保護するという観点に立てば自ずと順位は高くなる。だが本ケース事例では順位は低くなっているが、子どもを保護しなければならない状況が生じたときすぐに活用されるのはやはり保護機能であることは明らかである。社会的に弱い立場におかれやすい子どもにとって保護機能はソーシャルワーク実践で必要即応に用いられなければならない機能となっていることが明確となった。

又教育機能の活用は、個人の適応能力や対処能力、応答性を高める支援介入を理解するうえで最もわかりやすい例である。学習に遅れが見られたことは適応能力と対処能力が減退していることを示す。それに対する応答性も低下する。従って、学習支援 (学習支援による介入) をすることにより対処能力を高め、適応能力を増進し A の応答性も高めていくという一連の機能活用過程であった。

これらのようにひとつの実践事例において様々な機能が用いられてきた。A に対する生活の応答性を

高めるためにソーシャルワーク実践の機能が活用されていることが明らかにされた。

V. 結語

本研究は子どもの最善の利益を確保するために、ソーシャルワーク実践事例をソーシャルワーク機能と関連させて分析してきた。その結果ソーシャルワーク機能は子どもの生活援助支援においては随所に活用されていることが明らかとなった。そして直接援助的援助機能、ケースマネージャー機能、保護機能など子どもと直接関わるが必要とされる機能が多く活用されていた。さらに子どもを取り巻く環境の複雑化、子ども自身の問題行動に対する対応などから、連携機能と仲介機能が多く見られ、それは子どもの年齢や学年があがるほどに活用頻度が多くなっていった。これらの機能の活用拡大は、謂わば当然である。子ども自身が成長と発達を通じて社会参加の機会を多く持つからである。そこで不適応や対処できない出来事が見られたとき、福祉関連職者が連携しその子どもと環境(状況)を調整するのである。そこにソーシャルワーク実践における機能並びに役割の重要性が浮かび上がってくるのである。

今後本研究は、小学校五年生以降を対象として事例分析を進める。同時にソーシャルワーク実践における機能と連動させたかたちでの分析をさらに進める必要があると考えている。

註

- 1) 児童虐待防止法(「児童虐待の防止等に関する法律」)施行以降、虐待対応相談件数は増加しており、平成12年度の17,725件から平成21年度には44,211件に増加している。(参考 社会福祉の動向編集委員会 編集(2011)『社会福祉の動向 2011』中央法規 p.126.)
- 2) 2008(平成20)年度より文部科学省が全国141地域において約15億円の予算でスクールソーシャルワーカー

活用事業を開始した。そのことから子ども、家庭、学校において福祉専門職者の役割の重要性が認識されるきっかけとなった。

- 3) 加登田恵子(2002)『ソーシャルワークの機能: ソーシャルワーク(黒木保博, 山辺朗子, 倉石哲也編), p.22-25. 中央法規.
- 4) 日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会(1998)『ソーシャルワークのあり方に関する調査研究. 日本社会福祉実践理論研究 7: 69-90.
- 5) 日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会(1998)『ソーシャルワークのあり方に関する調査研究. 日本社会福祉実践理論研究 7: 74-75.
- 6) 松岡是伸, 小山菜生子(2008)『ソーシャルワーク機能と役割に関する一考察—児童養護施設の実践事例をもとにして—』. 名寄市立大学紀要 2: 29-39.
- 7) 北川清一(2007)『2 社会福祉実践の枠組み ④役割と機能: エンサイクロペディア 社会福祉学(仲村優一, 一番ヶ瀬康子, 右田紀久恵 監修), p.623. 中央法規.
- 8) 古畑和考(1980)『人間関係の社会心理学, p.160-176. サイエンス社.

文献

- 北川清一(2007)『2 社会福祉実践の枠組み ④役割と機能: エンサイクロペディア 社会福祉学(仲村優一, 一番ヶ瀬康子, 右田紀久恵 監修), p.620-623. 中央法規.
- 北島英治(2008)『ソーシャルワーク論, ミネルヴァ書房.
- 高橋重宏(1998)『子ども家庭福祉論—子どもと親のウェルビーイングの促進—, 放送大学教育振興会.
- 日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会(1998)『ソーシャルワークのあり方に関する調査研究, 日本社会福祉実践理論研究 7, 日本社会福祉実践理論学会.
- 松岡是伸, 小山菜生子(2008)『ソーシャルワーク機能と役割に関する一考察—児童養護施設の実践事例をもとにして—』. 名寄市立大学紀要 2: 29-39.
- 山本佳代子(2011)『児童養護施設における実践研究に関する一考察, 山口県立大学学術 4 [社会福祉学部紀要通巻 17]: 37-49.

Practical discussion of social work functions -review of social work practices at a foster home-

Yoshinobu MATSUOKA^{1)*}, Naoko KOYAMA²⁾

¹⁾ Department of Social Welfare, Faculty of Health and Welfare Science, Nayoro City University

²⁾ Children's home, Asahi children's home

Abstract: This paper reviews an example of social work practices at a foster home to clarify the social work functions at such homes. The objective is that an analytical review of social work practices such as the one described here can more or less contribute to the accumulation of the data for the social work practice theory.

The review of the example revealed that social work functions were employed in every aspect to support children's lives. In particular, functions such as residential care, case management, and protection were employed frequently, demonstrating that social work functions are employed more widely as children become older.

Key words: social work function, social work practice, person and environment, situation

Received September 16, 2011; Accepted November 7, 2011

* Corresponding author (E-mail:yoshinobu@nayoro.ac.jp)